

「一関市からのお知らせ」  
雇用の維持を図る中小企業を支援します

**雇用調整助成金申請事務費補助金**

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の縮小を余儀なくされた市内の中小企業が、従業員を解雇せず雇用の維持を図るため、社会保険労務士に受給手続き書類の作成を委託し、雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金を含む)を受けた場合



**雇用調整助成金の受給手続き書類の作成に要した委託経費の一部を補助**

(補助率:2分の1以内 補助額上限:15万円)

※対象: R2.4.1~R2.6.30の期間に休業手当の9/10以上の助成を受けた場合

※申請手続きにあたり、下記書類を提出していただきます

(1) 交付申請書(市指定様式)

○ 雇用調整助成金の関係書類(支給申請書、助成額算定書、支給決定通知書)の写し

○ 書類作成委託の契約書類(ない場合は請求書)の写し

○ 委託料の支払を確認できる書類の写し

(2) 交付請求書(市指定様式)

問い合わせ:一関市役所工業労政課

〒021-8501 一関市竹山町7-2

電話0191-21-8461(直通)

一関で働こう!

